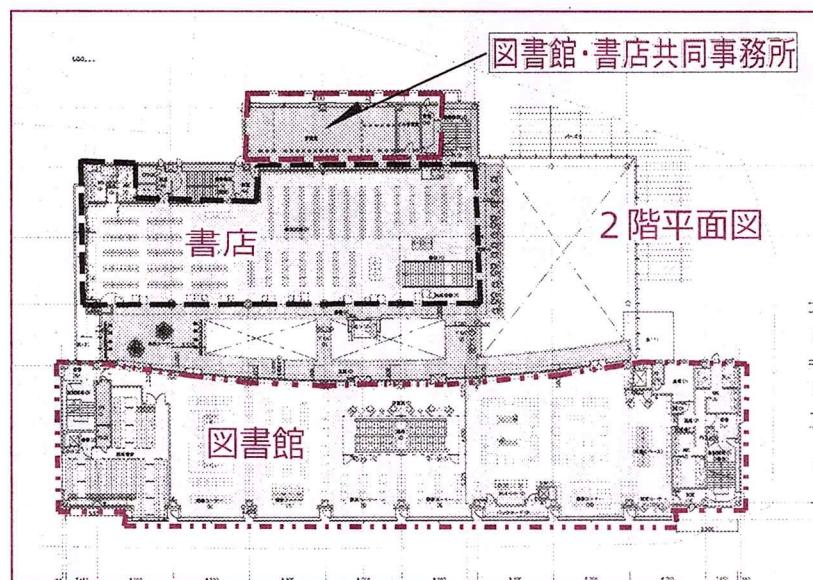


# 図書館の購入費、9億円から18億円に



## 藤原ますえい市議の討論

問題を指摘し反対の討論をおこなう。第1に、設計の問題だ。当初1~2階を商業施設に3~4階を図書館にする計画だったが、3階建てに変更になり各階を南北に商業スペースと図書館に分けることにした。両者は明確に区別されておらず禍根を残した。商業施設1階のトイレは男女各2基しかなく、事務所は異常に狭い。

第2に、商業施設北側に共同事務所を設けるのも理解しがたい。今になって「事務所が狭いことに気づいた」などと言っているが、民間入居者の負担を軽減するための便法だ。図書館の購入費が9億円から18億円になったが、極めて不透明。その象徴がこの事務所共有化問題だ。

第3に、大崎市や一関市などが何度も住民の意見を聞き職員の意見も大事にしながら設計をしたのにに対し、本市は一度もパブリックコメントを実施せず、特定業者の意向にそい設計がなされた。市民との協働はどこへ行ったのか。

第4に、2013年6月議会で市長は図書館を駆前振興策の手段とするのではなく図書館の理念を貫きながら、結果として振興策に繋がるようにすると答えていたが、この2年間はことごとくこの答弁に反するものだった。

ある時期にある意見が少数だからと言ってそれが誤りとは限らない。歴史上真理に転化した例はたくさんある。この事業に憂慮を表明しつつ討論とする。

今回の議案は、昨年の6月議会で議決した9億円(末代のみ)の市立図書館取得費を18億円(末代14億円、償却額4億円)に引き上げるもの。末代は当初に比べ56%増となりました。

前回と比べ面積は、図書館が3172平方㍍から3342平方㍍へ170平方㍍増、商業施設が2842平方㍍から2009平方㍍へ833平方㍍の減、共用面積は561平方㍍から1662平方㍍へ1101平方㍍の増となりました。

「事務所は足りている」のになぜ離れたところに共同事務所か

新図書館の延べ床面積は1541平方㍍ですが、所は108平方㍍ですが、新図書館は3342平方㍍と倍以上になるのに専用事務所は50平方㍍にもなりません。藤原市議はこれまで「こんなに狭くては仕事にならない。見直すべきだ」と再三指摘

市議会への説明会で突如2階の商業スペース北側の事務所は商業スペースと図書館の共同事務所とする旨を発表しました。その理由は「図書館の開架スペース、閲覧スペース、書庫

に於ける事務所は商業スペースを減らし、共用スペースはそれ何平方㍍増えたのか」質しましたが市教委は「増えていない」と答弁

西行は、生前「願はば花のしたじて春死なんぞ」と質したところ当局は「藤原市議から事務所が狭いという指摘があったためどういう措置をとった」と今になって言い始めました。藤原市議は

3月26日午後「平成27年第2回多賀城市議会臨時会」が開催され「財産の取得の変更」(市立図書館取得費を9億円から18億円に引き上げ)が提案され、賛成多数で可決されました。日本共産党多賀城市議団は反対しました。

## 日本共産党「設計、値上がり！問題ありすぎ」と反対

スを増やそうといふことじたのではないか」と質したところ当局は「藤原市議から事務所が狭いという指摘があつたためどういう措置をとった」と今になって言い始めました。藤原市議は

東風城月

西行は、生前「願はば花のしたじて春死なんぞ」と質したところ当局は「藤原市議から事務所が狭いといふ指摘があつたためどういう措置をとった」と今になって言い始めました。藤原市議は

ス、書庫のスペース等を十分確保するためと答えていました。

**崩れた当局答弁**

藤原市議は「CCCから事務所は公用にすると斯うの提案を受けたのは昨年秋のことだが、それを受けての図書館の開架スペース、閲覧スペース、書庫スペースはそれぞれ何平方㍍増えたのか」質しましたが市教委は「増えていない」と答弁

西行のこの歌をほほ体感できると言つてよい▼ところでなぜ「願わば」なのか。いつも咲いているなら願う必要はないが、私が計算してみたところ、旧「2・15」には3年に1度くらいしか咲くことはない。桜はやはり「弥生」三月の花である▼ちなみに太陰太陽暦と太陽暦は最大何日ずれるか。前者は二月を「春分を含む月」と定義する。春分は現在暦でほぼ3月21日と固定されているから、その日が旧「2・1」の場合が最大となり50日となる。毎日が春分の場合最少で21日となる▼さて例年、市党後援会でお見会をしてきたが、今年2月末に本紙が一千号を突破したので、29日(水)に「多賀城民報一千号祝賀会として屋内で「つい」をすることがなった。詳細は本紙次号で発表予定。

日本共産党  
「設計、値上がり！問題ありすぎ」と反対

第1005号  
2015年4月3日

多賀城市議団・編集長柳原清  
代表(364)3222  
FAX(309)3910

## 弁護士による法律相談

△申込電話で予約して下さい。  
△電話364-3222  
△相談日4月9日(木)  
4月24日(金)  
△時間午後1:30~  
△場所旧阿部福商店となり塩釜県民の会事務所

## 議員による暮しの相談

電話藤原益栄議員368-6623  
070-6497-6623  
佐藤恵子議員367-0182  
090-2027-9884  
柳原きよし議員368-1883  
090-2605-4984  
戸津川はるみ議員090-7528-2075